

# 長野県高圧ガス協会

## 総会資料

開催日：令和5年5月17日（水）

場 所：ホテルメトロポリタン長野

## 長野県高圧ガス協会 総会次第

(1) 昼食会 12:00～12:40

(2) 総会 12:40～13:50

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

報告事項 会員状況・新任者紹介について

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算書について

第2号議案 会費徴収基準について

第3号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算書（案）について

第4号議案 役員改選について

第5号議案 令和4年度事業報告及び収支決算書について

（関東高圧ガス容器管理委員長長野県支部）

5 議長退任

6 来賓祝辞

7 情報提供

特定家畜伝染病防疫体制について

長野県 農政部 園芸畜産課

家畜防疫対策室 担当係長 西村 悠美子 様

8 閉 会

(3) 事後の予定

長野県一般高圧ガス保安協会 理事会 14:00より「浅間-A(3F)」にて

長野県一般高圧ガス保安協会 総 会 15:00より「浅間-B(3F)」にて

懇親会 16:00より「ウラノス(12F)」にて

## 報告事項

### (1) 会員状況

新規会員	なし
退会会員	なし
会員数	21社36事業所（令和5年4月1日現在）

※最終ページに会員名簿がございます。

事業所名・代表者等不手際がございましたら、連絡をお願いいたします。

(第1号議案)

## 令和4年度事業報告について

### (1) 会議、関係団体

令和4年4月6日 長野県高圧ガス協会理事会（松本市、ホテルモンターニュ松本）

令和4年5月 長野県高圧ガス協会総会（書面決議）

令和4年6月9日 第79回全溶連総会（東京、メルパルク東京）

令和4年9月15日 全溶連第1回評議委員会（東京、東京グランドホテル）

令和4年10月7日 長野県高圧ガス協会臨時理事会（松本市、ホテルモンターニュ松本）

令和4年10月28日 第59回高圧ガス保安大会（東京、ANAインターコンチネンタルホテル東京）  
高圧ガス保安協会会長表彰受賞 保安功労者 岡谷酸素(株) 羽多野 雄一様

令和4年11月16日 第40回長野県高圧ガス産業大会（長野市、ホテルメトロポリタン長野）  
長野県知事表彰受賞 保安功労者 岡谷酸素(株) 間宮 弘幸様

令和4年12月2日 長野県高圧ガス協会設立50周年記念大会  
（長野市、ホテルメトロポリタン長野） ※別紙①P12

令和5年2月17日 全溶連第2回評議委員会（大阪、新大阪ワシントンホテルプラザ）

随時 長野県高圧ガス団体協議会  
総会、団体長会議、事務局長会議（書面決議、オンライン会議、長野市）

長野県 産業労働部 産業技術課  
高圧ガス関連全般の他、高圧ガス運送車両に対する点検指導、  
高圧ガス消費者保安講習会の後援及び講師等

長野県 農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室  
特定家畜伝染病防疫体制連絡会議（4/27長野市、11/25オンライン会議）

## (2) 保安事業

令和4年8月22日 消費者保安講習会（長野市、長野地域職業訓練センター）

受講者：32名 ※別紙②P13~P14アンケート結果

講師：長野県産業労働部産業技術課殿、小池酸素工業(株)殿

令和4年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動（36事業所）

放置容器本数：9本 所有者不明容器本数：10本

長期停滞容器本数：700本

令和4年10月 CE保安講習会中止（長野県一般高圧ガス保安協会主催）

令和4年11月 高圧ガス運送車両に対する指導取締（路上点検） ※別紙③P15~16

点検台数48台、法令違反台数7台（県外2台）、違反件数9件

## (3) その他事業

通年 全溶連発行保安関係文書の配布

①周知文書：1,890部（溶接溶断用：1,760部 燃料液石用：130部）

②その他保安講習テキスト、イエローカード、保安台帳、消費先点検表等

令和5年1月 全溶連「会報誌 全溶連」

第203号特集記事内の新春座談会に当協会設立50周年記念大会の模様を掲載いただきました。

## 令和4年度収支決算書について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入総額      4,430,182 円  
 支出総額      3,448,947 円  
 差            引      981,235 円    (次期繰越金)

### 収入の部

単位：円

科目	予算	実績	差異	摘要
会費収入	1,272,000	1,272,000	0	正：34社×36,000 賛助：2社×24,000
事務費還付	350,000	340,666	△ 9,334	
共済制度配当	300,000	250,400	△ 49,600	
文書収入	60,000	38,119	△ 21,881	
消費者講習	150,000	98,000	△ 52,000	受講者：32名、テキストのみ：1名
雑収入	1,000	21	△ 979	預金利息
記念事業費	0	130,000	130,000	全溶連
前期繰越金	2,300,976	2,300,976	0	
(合計)	4,433,976	4,430,182	△ 3,794	

### 支出の部

単位：円

科目	予算	実績	差異	摘要
会議費	300,000	84,890	△ 215,110	理事会
賦課金	605,000	524,680	△ 80,320	全溶連、KHK、県地防協等
総会費	50,000	0	△ 50,000	全溶連
旅費交通費	90,000	85,000	△ 5,000	
事務委託費	120,000	120,000	0	
共済制度配当	300,000	250,400	△ 49,600	
文書事業費	200,000	74,528	△ 125,472	
保安事業費	50,000	43,345	△ 6,655	講習会費用
容器振替費	100,000	100,000	0	関東高圧ガス容器管理委員会
活動費	150,000	143,681	△ 6,319	通信費、事務用品費等
慶弔費	30,000	13,718	△ 16,282	
雑費	10,000	3,960	△ 6,040	手数料
記念事業費	1,000,000	2,004,745	1,004,745	会場費、講師謝礼、寄贈品他
予備費	1,428,976	0	△ 1,428,976	
(合計)	4,433,976	3,448,947	△ 985,029	

# 監 査 報 告 書

長野県高圧ガス協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日  
までの令和4年度における決算報告の内容について会計の諸帳簿  
並びに会計書類を精査したところ、その処理は適法且つ正確であ  
ることを確認しましたので、報告いたします。

令和5年4月7日

岡谷酸素株式会社 営業本部

監査理事 ⑩

株式会社宮原酸素

監査理事 ⑩

(第2号議案)

## 会費徴収基準について

(1) 会費規定

正 会 員	36,000円
賛 助 会 員	24,000円

加入会員の会費基準は理事会にて決定する。

上期入会=全額 下期入会=半額

(2) 納入期限

令和5年6月30日(金)

(3) 送金先

銀行支店名：八十二銀行 長野南支店

口座番号：普通預金 172296

口座名：長野県高圧ガス協会

(4) 請求書を発行する。



(第3号議案)

## 令和5年度事業計画（案）について

### (1) 会務運営方針

- ・ 県内他団体との連絡調整を図り保安啓蒙に当たる。
- ・ 上部団体との連携により情報の収集に努める。

### (2) 会議、関係団体

令和5年4月7日 長野県高圧ガス協会理事会（松本市、ホテルモンターニュ松本）

令和5年5月17日 長野県高圧ガス協会総会（長野市、ホテルメトロポリタン長野）

令和5年6月8日 第80回全溶連大会（福岡、ホテル日航福岡） ※別紙④P17

令和5年11月15日 第41回長野県高圧ガス産業大会（長野市、ホテルメトロポリタン長野）

随時 長野県高圧ガス団体協議会  
総会、団体長会議、事務局長会議（長野市）  
長野県 産業労働部 産業技術課  
高圧ガス関連全般の他、高圧ガス運送車両に対する点検指導、  
高圧ガス消費者保安講習会の後援及び講師等  
長野県 農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室  
特定家畜伝染病防疫体制連絡会議等

### (3) 保安事業

令和5年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動

令和5年10月24日 高圧ガス消費者保安講習会（伊那市、伊那技術形成センター）

令和5年11月 高圧ガス運送車両に対する指導取締（路上点検）

### (4) その他事業

自主保安活動の推進について

- ・ 全溶連発行保安関係文書配布（周知文書100部相当＝合計3,300円／1社は無償配布、それ以上は有償。周知文書の他全て紙代等の値上げで10%UPとなりました。）

ホームページの制作について

- ・ 保安情報提供等の為、県内高圧ガス他団体と合同での運用に向け検討開始。

## 令和5年度収支予算書（案）について

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

収入総額	2,834,235 円
支出総額	2,834,235 円
差引	0 円

### 収入の部

単位：円

項目	前年度予算	予算	増減	摘要
会費収入	1,272,000	1,272,000	0	正：34社×36,000 賛助：2社×24,000
事務費還付	350,000	350,000	0	
共済制度配当	300,000	20,000	△ 280,000	
文書収入	60,000	60,000	0	
消費者講習	150,000	150,000	0	50名×3,000
雑収入	1,000	1,000	0	
記念事業費	0	0	0	
前期繰越金	2,300,976	981,235	△ 1,319,741	
（合計）	4,433,976	2,834,235	△ 1,599,741	

### 支出の部

単位：円

科目	前年度予算	予算	増減	摘要
会議費	300,000	300,000	0	
賦課金	605,000	605,000	0	全溶連、KHK、県団体協、県地防協等
大会費	50,000	100,000	50,000	全溶連
旅費交通費	90,000	150,000	60,000	
事務委託費	120,000	120,000	0	
共済制度配当	300,000	20,000	△ 280,000	
文書事業費	200,000	200,000	0	
保安事業費	50,000	50,000	0	講習会費用
容器振替費	100,000	0	△ 100,000	関東高圧ガス容器管理委員会
活動費	150,000	150,000	0	
慶弔費	30,000	30,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	手数料等
記念事業費	1,000,000	0	△ 1,000,000	設立50周年記念行事
HP製作費	0	360,000	360,000	
予備費	1,428,976	739,235	△ 689,741	次期繰越金
（合計）	4,433,976	2,834,235	△ 1,599,741	

(第5号議案)

## 令和4年度事業報告及び収支決算書について

関東高圧ガス容器管理委員会  
長野県支部

### (1) 一般事項

令和4年4月 関東高圧ガス容器管理委員長長野県支部総会（書面決議）

令和4年7月 関東高圧ガス容器管理委員会通常総会（書面決議）

令和4年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動（36事業所）

放置容器本数：9本

所有者不明容器本数：10本

長期停滞容器本数：700本

（長期停滞容器の内訳）

酸素	213本
アセチレン	166本
炭酸ガス	131本
窒素	58本
アルゴン	41本

### (2) 収支決算報告

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	実績	摘要	科目	実績	摘要
容器処理収入	0		容器処理費	0	
容器処理補助金	0		旅費交通費	0	
還付金	56,928		事務委託費	10,000	
雑収入	10	預金利息	振込手数料	0	
会費（振替）	100,000		事務経費	0	
前期繰越金	932,772		予備費	1,079,710	次期繰越金
(合計)	1,089,710		(合計)	1,089,710	

## 長野県高圧ガス協会設立50周年記念大会について

## (1) 長野県高圧ガス協会設立50周年記念大会

日時 令和4年12月2日(金) 13:00～

場所 ホテルメトロポリタン長野

人数 38名(会員28名、来賓5名、随行2名、報道2名、講師1名)

○第一部 記念大会(記念品贈呈、役員8名による座談会)

○第二部 記念講演

講師：一般財団法人キャノングローバル戦略研究所

研究主幹 杉山 大志氏

演題：『ウクライナ戦争後のエネルギー政策』

○第三部 記念祝賀会

## (2) 酸素容器・運搬車寄贈先一覧(令和5年2月納入)

No.	学校名(学科)	No.	学校名(学科)
1	佐久大学看護学部看護学科	10	清泉女学院大学看護学部看護学科
2	佐久総合病院附属看護専門学校	11	須坂看護専門学校
3	信州上田医療センター附属看護専門学校	12	松本看護大学看護学部看護学科
4	上田看護専門学校	13	松本看護専門学校
5	小諸看護専門学校	14	諏訪赤十字看護専門学校
6	長野保健医療大学看護学部看護学科	15	諏訪中央病院看護専門学校
7	長野看護専門学校第1看護学科	16	信州木曾看護専門学校
8	長野看護専門学校第2看護学科	17	上伊那医師会附属准看護学院
9	長野看護専門学校准看護学科	18	飯田女子短期大学看護学科

※16校18学科

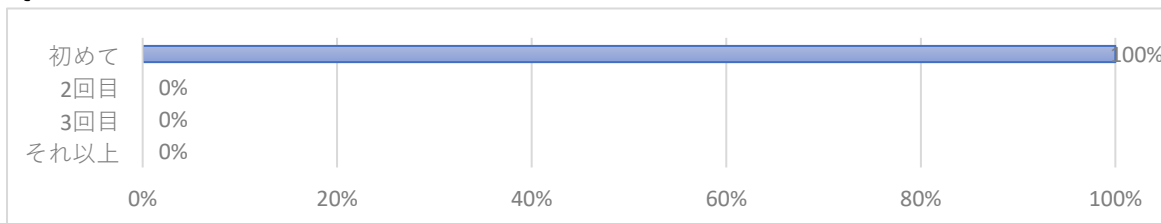
開催日時：令和4年8月22日（月）

長野県高圧ガス協会

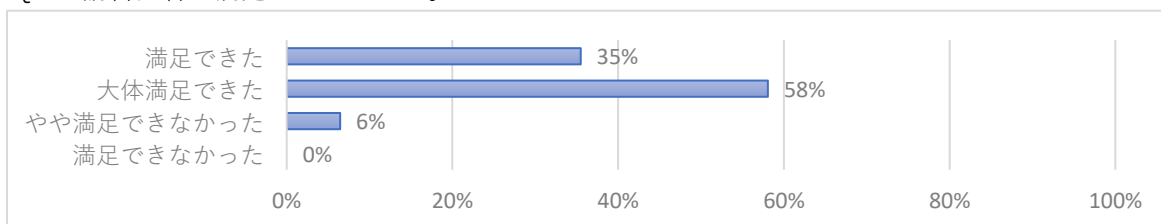
開催場所：長野地域職業訓練センター（長野市）

受講者数：32名（アンケート回答：31名）

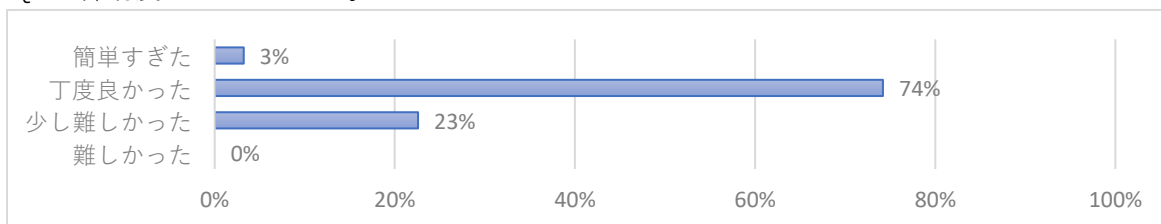
Q1: 当講習会の参加は何回目ですか。



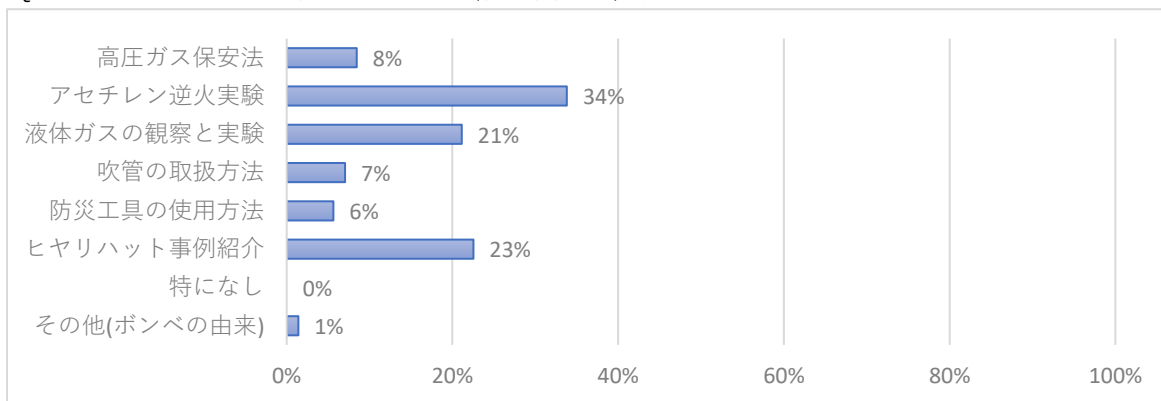
Q2: 講習内容は満足できましたか。



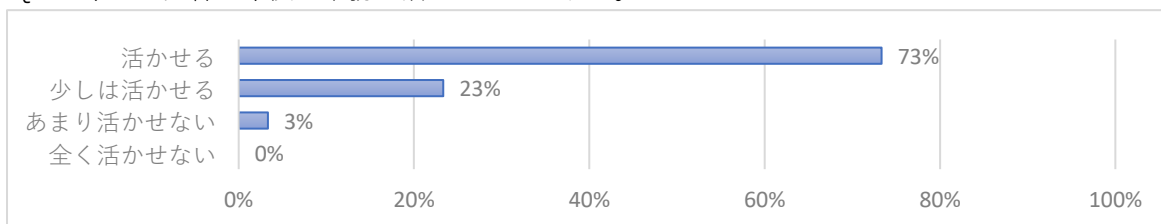
Q3: 難易度はどうでしたか。



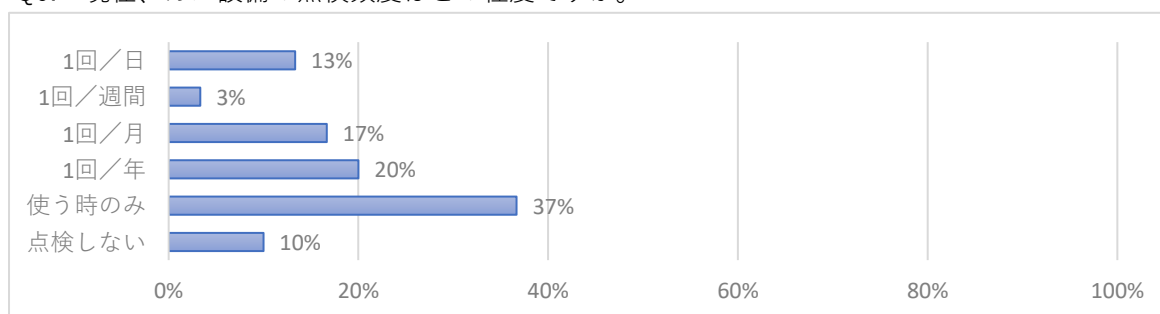
Q4: 関心の持たれた講習は何ですか（複数回答可）。



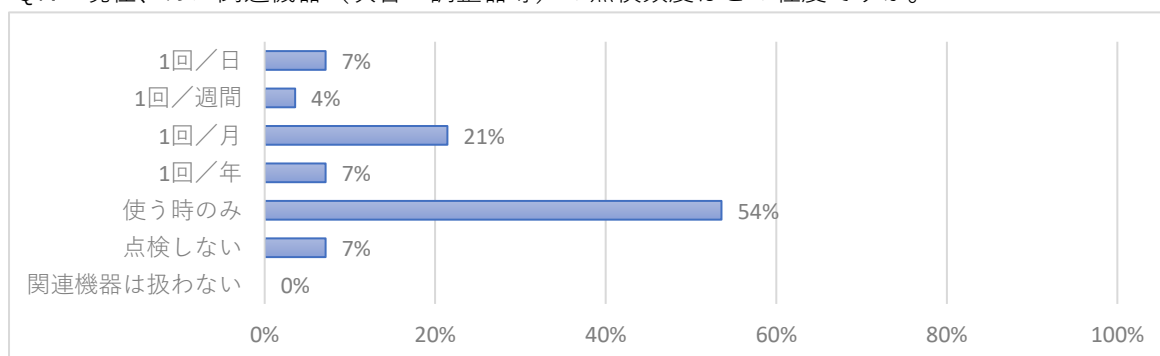
Q5: 今日の内容は今後の業務に活かせそうですか。



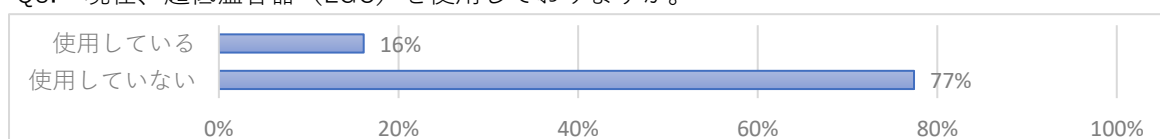
Q6: 現在、ガス設備の点検頻度はどの程度ですか。



Q7: 現在、ガス関連機器（吹管・調整器等）の点検頻度はどの程度ですか。



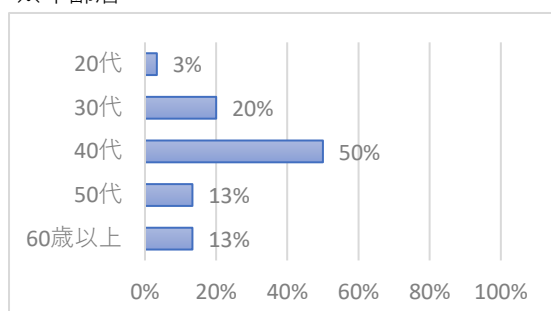
Q8: 現在、超低温容器（LGC）を使用しておりますか。



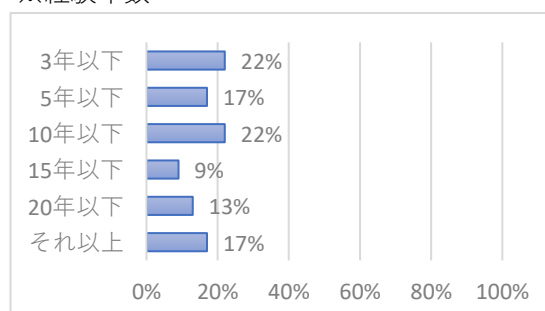
Q9: 自由記述（取り上げて欲しい内容、改善事項など）

- ・何が法的に変わったのかなどを簡単にアナウンスして欲しい。
- ・専門用語含め、もう少し平たく説明して頂けると理解度が増すと思います。
- ・次回以降も、社員教育に受講を検討しておりますので、案内等をお願いいたします。
- ・講習項目が多数の割りに短時間であり、できれば一日講習ではいかがでしょうか。  
例えば午前中に座学、午後の実験を行えば充実感があると思います。
- ・外での講習は、さすがに暑すぎる。開催時期やテントなどあった方がいいと思う。
- ・屋外実演時、容器の日除けなし、CO2容器元弁から直取り（素手で）。  
手袋無しでのLN2の取扱い等、不安全行動が散見された。安全講習の場においては改善された方がいい。
- ・外での説明時、音声の案内を（マイクを使う等）してほしい。

※年齢層



※経験年数



# 令和4年度高圧ガス運送車両に対する点検実施結果

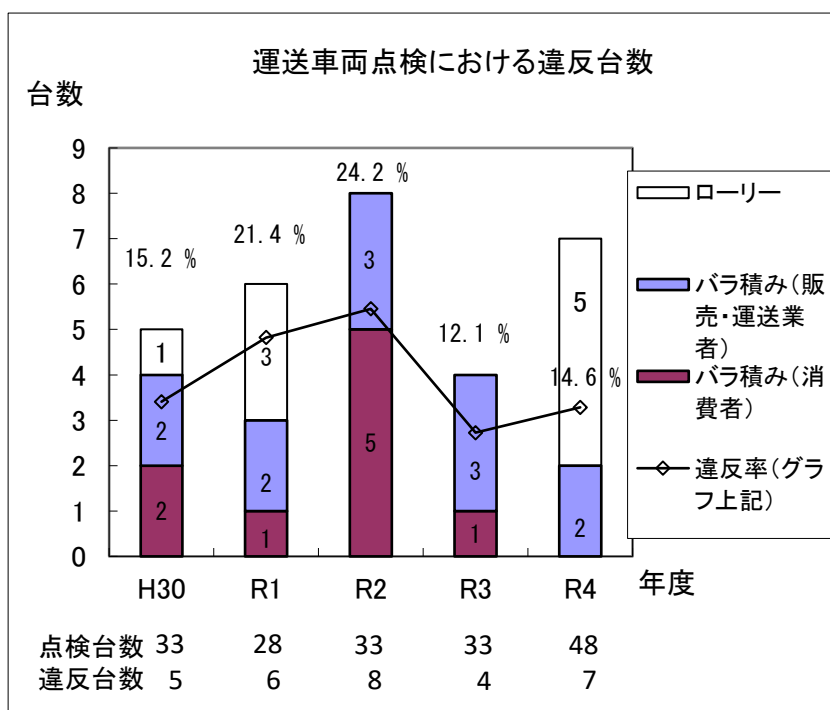
長野県産業労働部産業技術課

## 1 点検の実施方法

令和4年11月1日から1ヶ月間、長野県警察本部が行う「危険物運搬車両に対する指導取締り」に協力し、県内各警察署と連携の上、高圧ガス運送車両に係る法令遵守状況の点検を実施した。

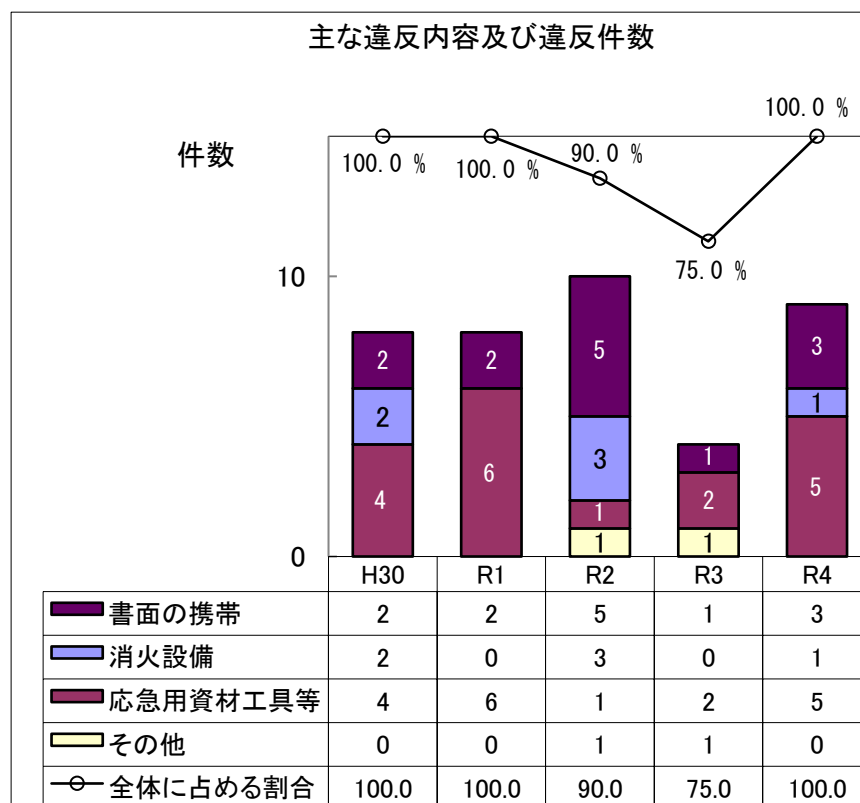
## 2 令和4年度の運送車両点検結果

- ・点検台数 (A) : 48台  
(対前年: 15台増)
- ・法令違反台数 (B) : 7台  
(対前年: 3台増)
- ・違反車両比率(B/A×100): 14.6%  
(前年比: 2.5ポイント増)
- ・違反車両台数は増加し、比率も前年比で増加した。
- ・タンクローリーによる違反は昨年はなかったが、今年は5件あった。



## 3 法令違反内容

- ・違反件数: 9件  
(対前年: 5件増)
- ・「書面の携帯」「消火設備」「応急用資材工具等」の件数が前年比でいずれも増加した。



## 4 今後の対応策について

- ・高圧ガス運送に関する**従業員の保安教育を徹底**する。
- ・高圧ガス運送前に必ず**車両点検**を実施する。
- ※特に違反が多い事項については**重点的に点検**を実施する。
- ・高圧ガス販売事業者は、**消費者に販売する際は、高圧ガス運搬基準の周知に努める**。

※「全体に占める割合」は、「書面の携帯」「消火設備」「応急用資材工具等」の合計件数を全件数で割ったもの。

令和4年度高圧ガス運送車両に対する点検実施結果集計

1 点検実施状況

点検実施箇所	実施日

実施日数	16
実施回数	16
延べ日数	16

2 点検台数

	タンクローリー台数	バラ積車両台数		合計
		販売・運送業者	消費者	
一般高圧ガス	2	10	6	18
LPガス	21	9	0	30
合計(台)	23	19	6	48

3 違反車両に対する処置

処置内容	タンクローリー台数	バラ積車両台数		合計
		販売・運送業者	消費者	
口頭注意	5	2	0	7
文書注意(指示書交付)	0	0	0	0
始末書徴収	0	0	0	0
告発又は検挙	0	0	0	0
合計(台)	5	2	0	7

(内県外台数 2)

4 違反車両の違反事項別総件数

区分	件数											
	違反件数				違反件数				合計			
	タンクローリー				バラ積車両				合計			
	口頭	文書	始末	告発	口頭	文書	始末	告発	口頭	文書	始末	告発
警戒標	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の塗色	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バルブ開閉方向及び状態の表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の衝撃防止、バルブ損傷防止措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消火設備	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
応急用資材工具等	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0
固定式プロテクター又はキャップ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動監視者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
応援要請のための事前措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交替運転者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書面の携帯	2	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0
合計	7	0	0	0	2	0	0	0	9	0	0	0

注1) 2、3は1台につき複数の違反があっても1台として台数を記入

注2) 違反の程度は次のとおり

口頭注意：ロープの緩み等、措置が不完全であるがその場で改善できる程度の違反  
 文書注意：指示書を交付した上で後日改善報告を求める程度の違反  
 始末書：告発又は検挙には至らないが重大な違反であり、経営者に出頭を求め、  
 始末書を徴し改善させる必要のある程度の違反



## 全溶連 SDGs 宣言の詳細 (案/評価用)

SDGs15 ゴール/SDGs169 ターゲット/全溶連版ターゲット

### 目標 2 飢餓をゼロに

2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

「鶏肉や鶏卵および豚肉価格の極端な変動に歯止めをかけるため、各市場の適正な機能を確保するための感染症対応に必要な炭酸ガスを安定供給するシステムを提供する。」

### 目標 3 すべての人に健康と福祉を

3.5 2030 年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。

「人への感染例がある動物感染症に対処するため、炭酸ガスの安定供給を行なうシステムを提供する。」

3.5 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。

「薬物乱用を防止するため、笑気ガス(指定薬物)の管理を強化、可燃性ガス吸入の危険性について警告し、吸入ガスの誤用を注意喚起する」

### 目標 4 質の高い教育をみんなに

4.1 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

「安価な保安資料を再編発行する」、「保安資料素材を募集・これによって作成された作品がインターネット上に投稿されることですべての人々から平等なアクセスを確保する」

4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

「若年層向けの学校教育でも利用可能な、高圧ガスの危険性を正しく、しかもやさしく伝えるようなネットコンテンツを準備し、子供でもアクセスできるようにする。」

### 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう

5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。

「幹部組織に女性パワーを登用、平等なリーダーシップの機会を確保する」

### 目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

「水素エネルギーについて、保安資料に情報を増やし、インフラ拡大と技術向上を行なう」

### 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

「クリーン技術および環境に配慮した水素エネルギーへの、切り替え準備などインフラ改良を行なう」

## 目標 11 住み続けられるまちづくりを

11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

「交通の安全性改善をはかるため、運送中の高圧ガス事故の低減、ルールの徹底で、高圧ガスの危害に脅かされない、安全な交通社会を提供する」

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

「自然遺産的エリアから危険な不法投棄高圧ガスを排除し、保護・保全の努力を強化する」

11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

「大気の質保全のため、容器の回収による環境有害ガスの大気放出を根絶、フロンガスの回収や処理へ貢献し、環境上の悪影響を軽減する」

11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

「公共スペースから危険な不法投棄高圧ガスの排除、回収システムを広報することで、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」

## 目標 12 つくる責任つかう責任

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

「廃棄物の発生防止、削減のため、容器貸与契約によって不法投棄される廃棄容器を大幅に削減する」

## 目標 13 気候変動に具体的な対策を

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及びお制度機能を改善する。

「気候変動の影響軽減のため、容器流出対策を拡大、早期警戒するための教育資料を改善する」

## 目標 16 平和と公正をすべての人に

16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

「自爆テロ等で武器となる可能性のある容器の盗難紛失の絶無とすることで、同行為を大幅に減少させる」

16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

「違法な資金の源となっている、違法ヤードへの直接的ガス供与をシャットアウトするための顧客管理徹底を通じ、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」

## 目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

### マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

「隣接行政などの地域ルールの把握。その遵守による（越境業者等の）コンプライアンス確保を通じるなど、全国で得られるさまざまな知見から、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」



# 長野県高圧ガス協会 会則

- 第1条 名称  
本会は長野県高圧ガス協会と称する。
- 第2条 目的  
本会は会員相互の連携のもとに、自主保安の徹底を期し、もって保安行政に寄与すると共に、長野県内の一般高圧ガスの需給の安定と業界の健全な発展を目的とする。
- 第3条 事務所  
1 本会の事務所は、長野市に置く。  
2 日常業務を執行するため、会長の指名する事務局長を置く。
- 第4条 事業  
本会はその目的達成のため、次の事業を行う。  
① 製造・販売の設備及びガス容器等による事故の絶滅。  
② ユーザーに対する保安意識の高揚・啓蒙。  
③ 市場動向の把握、新需要の調査と対処。  
④ 関係する行政及び団体との協力・協調。  
⑤ 業界としての地位の向上・広報。  
⑥ 会員の親睦・研修。
- 第5条 会員  
1 本会は正会員及び賛助会員をもって組織し、事業所単位で構成する。  
2 正会員とは、第2条の趣旨に賛同する県下の一般高圧ガスの事業を行う事業所をいう。  
3 賛助会員とは、第2条の趣旨に賛同する県内の個人及び県外業者をいう。
- 第6条 役員等  
1 本会には次の役員を置く。  
① 会長 1名  
② 副会長 2名  
③ 理事 複数名  
2 本会に監查理事若干名を置く。
- 第7条 役員等の職務  
役員等の職務は次のとおりとする。  
① 会長 本会を代表しその会務を統括する。  
② 副会長 会長を補佐し、会長に事故有る時はその職務を代行する。  
③ 理事 本会の運営を協議し、業務を執行する。  
④ 監查理事 会計の執行について監査を行う。
- 第8条 役員等の選出  
1 理事は総会において、正会員の中から選任する。  
2 会長・副会長は理事の互選による。  
3 監查理事は理事の中から会長が指名する。

#### 第9条 役員等の任期

- 1 役員等の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- 2 役員等に欠員が生じた時は、補欠選挙を行うものとする。  
但し総会において会務の執行に支障が無いと認めたときはこの限りで無い。
- 3 補欠で就任した役員等の任期は、前任者の残余期間とする。

#### 第10条 顧問

- 1 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は会長が理事に諮り、これを委嘱する。  
顧問の任期は、役員等の任期を準用する。
- 3 顧問は本会運営上の重要事項につき会長の諮問に応ずる。

#### 第11条 会議

- 1 本会の会議は次のとおりとする。
  - ① 総会
  - ② 例会
  - ③ 理事会
- 2 会議の決定は、委任状を含め正会員の2/3以上の賛成を以て了承とする。

#### 第12条 総会

- 1 総会は定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年5月までに開催し、臨時総会は必要に応じ随時開催する。
- 3 総会は会長が招集して、その議長となる。
- 4 総会は次の事項を協議決定する。
  - ① 会員の入会及び退会
  - ② 会則の改廃
  - ③ 役員等の任免
  - ④ 会務報告及び収支決算の承認
  - ⑤ その他本会の存続上重要な事項

#### 第13条 例会

- 1 例会は適時、開催する。
- 2 例会は会長が招集して、その議長となる。
- 3 例会は次の事項を協議決定する。
  - ① 需給安定の方策と立案及び推進に関する事項。
  - ② 保安確保の対策と立案に関する事項。
  - ③ その他本会の目的達成のために必要な事項。

#### 第14条 理事会

- 1 理事会は随時開催する。
- 2 理事会は本会の運営等重要な問題に関する諸事項を協議決定する。

#### 第15条 支部・部会

- 1 本会に4つの支部を設ける。

- 2 部会は会長の諮問により設置する。

#### 第16条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終了する。

#### 第17条 会計

- 1 本会の運営に必要な経費は、会員の納入する会費をもって支弁する。
- 2 会計は、当協会の事務局が執行する。
- 3 会計監査は監査理事が行う。

#### 第18条 会費

- 1 会員は、会費基準の定めにより会費を納入するものとする。
- 2 既納分の会費はいかなる場合においても返還しない。

#### 第19条 物故規定

本会を運営するに当たり、会長が必要と認めた場合は必要な費用を支弁出来る。

#### 第20条 付則 この会則は昭和47年3月17日から実施する。

- 一部改訂を昭和61年4月26日から実施する。
- 一部改訂を平成6年4月22日から実施する。(顧問追加)
- 一部改訂を平成6年9月19日から実施する。(2/3条項)
- 一部改訂を平成7年4月20日から実施する。(会費規定)
- 一部改訂を平成7年10月04日から実施する。(支部・部会)
- 一部改訂を平成9年4月23日から実施する。(会費規定)
- 一部改訂を平成9年10月29日から実施する。(物故規定)
- 一部改訂を平成14年5月08日より実施する。(会員・会費規定)
- 一部改訂を平成17年5月27日より実施する。(会計・監査規定)
- 一部改訂を平成23年5月16日より実施する。(目的変更)
- 一部改訂を平成25年5月14日より実施する。(総会例会・部会)
- 一部改訂を平成28年5月10日より実施する。(会計監査理事)

## 関東高圧ガス容器管理委員会長野県支部 規約

### 第1条 名称

本会は、関東高圧ガス容器管理委員会長野県支部と称する。

### 第2条 事務所

本会の事務所は次に置く。

宮原酸素(株)長野営業所 〒381-0024 長野市大字南長池 197-1

TEL 026-243-6751 FAX 026-243-8141

### 第3条 目的

本会は、関東高圧ガス容器管理委員会の下部組織として長野県内における業務を円滑に実施し、もって放置容器による災害を防止し、公共の安全の維持、確保を図る事を目的とする。

管理対象となる容器は、液化石油ガス容器以外の高圧ガス容器とする。

### 第4条 容器置き場

回収した放置容器を保管するための容器置き場を、次のとおり設定する。

地区	事業所名	所在地（連絡先）
北信地区	岡谷酸素(株) 長野営業所	〒381-8560 長野市中越 1-1-1 TEL 0262-51-0301 FAX 026-251-0330
東信地区	宮原酸素(株)	〒389-0518 東御市本海野 1708 TEL 0268-62-0888 FAX 0268-64-3964
中信地区	サンリン(株) 穂高支店	〒399-8305 安曇野市穂高牧 176-9 TEL 0263-83-3409 FAX 0263-83-4915
南信地区	岡谷酸素(株) 伊那営業所	〒396-0111 伊那市美篤 7302-1 TEL 0265-77-1031 FAX 0265-77-1022

### 第5条 業務

本会は次の業務を行う。

- 1 放置容器の発生防止活動
- 2 放置容器の回収、保管、及び所有者への返還。
- 3 所有者への返還不能、その他不適法容器の処分。
- 4 所有者不明放置容器に係わる遺失物届け出及び当該届け出容器が一定期間経過後も所有者が判明しない場合における当該容器の処分。
- 5 関連行政機関等との連絡。
- 6 その他目的達成のための必要な業務。

### 第6条 会員

本会の会員の資格は次による。

- 1 高圧ガスの製造業者又は販売業者。
- 2 高圧ガスの製造業者又は販売業者をもって構成する団体。
- 3 高圧ガス容器の処理事業を行う団体。

- 4 高圧ガス容器の所有者。

#### 第7条 役員・総会

- 1 本会に次の役員を置く。  
支部長 1名 副支部長 1名 運営委員 4名 監事 1名  
役員は総会において会員中より選任し、任期は2年とする。
- 2 総会は毎年4月に開催し、重要事項を決定する。
- 3 運営委員会は必要の都度開催し、業務の執行にあたる。

#### 第8条 経費

業務に必要な経費は次の各項による収入を充当する。

- 1 関東高圧ガス容器管理委員会からの交付金。
- 2 回収した放置容器の所有者から徴集する、当該容器の回収・保管及び調査、連絡等に要した手数料（以下回収手数料という）。  
但し回収手数料は協会への所有容器登録者と非登録者とでは格差を設ける。
- 3 屑化処分した容器の売得金。
- 4 寄付金

#### 第9条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第10条 細則

本会の業務遂行上必要な細則は、総会の決議を経て別に定める。

#### 第11条 施行

本規約は 昭和61年3月20日より施行する。  
一部改訂を平成 6年4月22日より実施する。  
一部改訂を平成22年10月より実施する。（住所・支店名等）  
一部改訂を平成29年4月より実施する。（住所・支店名等）  
一部改訂を令和 元年12月より実施する。（住所・支店名等）